

一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請

添付書類及び図面

1. 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
2. 第3条第2項各号に掲げる事項に係る変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
3. 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
4. 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
5. 変更後の当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
6. 変更後の当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
7. 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
8. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
9. 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
10. 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）
11. 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
12. 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）
13. 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
14. 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
15. 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し